

野田主査 報告分

家庭背景を考えるについて

- 1 保護者との良好な協力体制
- 2 子どもの生活の基盤としての家庭
- 3 困難をかかえる児童生徒にかかる、保護者との連携。
 - 3-1 有効な支援の提供
相談姿勢、支援、助言。
 - 3-2 家庭訪問（アウトリーチ）
適切な訪問
不登校通知 ⇒ プライバシー配慮と意図と目的を明確に結果を評価する
 - 3-3 支援・連携の困難な場合の対応。
校内 チーム体制 SSW・SC の活用。
他機関との連携
- 4 虐待・要保護児童・要支援児童など
通告や情報提供など、法的枠組みが明確な場合の対応と連携。

藤田委員 報告分

現行「生徒指導提要」にみる、家庭・保護者対応

※ページ番号は文部科学省 HP 上の生徒指導提要のもの

- 学校と家庭の相互関係** (P23 第1章第5節1(2) 学校運営と生徒指導の相互的な関係)
協力体制を円滑に行うことで教職員の負担が軽減され、学校運営の改善につながる。
- 非行と家庭の問題** (P65 第3章第3節1(6) 非行の芽生え)
親自身の不安定さ、愛着の弱さ、子への虐待/ネグレクト、家族内葛藤が多いことが要因。
- 親との関係性の成立** (P69 第3章第3節1(10) 親子関係の成立)
両親からの支援は、いざというときの緊急事態において重要。
- 保護者からの資料収集** (P79 第3章第4節4 保護者からの資料収集)
保護者とのラポールの形成や傾聴の姿勢が大切。
- 保護者との関係** (P113 第5章第3節2(2) 問題を未然に防ぐ(予防的)教育相談の進め方)
何事も生じていないときにより関係を築いておくと比較的円滑に行く。
- 保護者面接の意義** (P117、118 第5章第3節2(4) 教育相談における保護者とのかかわり)
信頼関係が形成されていれば、家庭で保護者がフォローし関係は修復される。
- 基本的な生活習慣の確立** (P152 第6章1第5節 基本的な生活習慣の確立)
生活の積み重ね、幼少期からの家庭生活とかかわりが深く・成長過程で関連。
- 保護者からの情報** (P167 第6章II第1節2(2) 問題行動の早期発見の方法)
学校、家庭や地域で見せる顔が全く違っている児童生徒を理解するためには、保護者からの情報も貴重。
- 保護者への説明** (P170 第6章II第1節3(4) 保護者への説明と適正な手続き)
問題行動の事実関係、指導内容などを十分に説明し、理解を求めておくことが大切。
- 保護者との協働** (P174 第6章II第2節4 保護者への協働)
日常的に児童生徒の情報を共有し、適切な対応について一緒に考えていく姿勢が肝心。
- 非行と家庭問題** (P181 第6章II第4節4 親と子、教員と児童生徒の「絆」の大切さ)
非行に走る児童生徒は、家庭や学校に居場所がなく、居心地の悪さを感じている。
- 児童虐待** (P196 第6章II第10節2(2) 児童虐待の支援の意味)
保護者の根深い課題から生じ、児童生徒に深刻な傷として受け継がれることが大きな問題。
- 家出** (P198 第6章II第11節2 家出の原因・背景)
不適切な養育や虐待、他者の誘惑などが直接のきっかけとなることも少なくない。
- 不登校** (P201 第6章II第12節1(1) 不登校に対する基本的な考え方)
保護者の不安や悩みは大きく、児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすこともある。
- 家族形態の変化** (P223 第8章第1節1(2) 地域社会の変化とその影響)
核家族化や少子化が進む中で、周囲の人の助けを得られずに過保護、過干渉になる親もいる。
- 学校を中心とした家庭連携** (P227 第8章第2節1(1) 児童生徒の発達を促すための連携)
家庭や学校を含む地域社会全体が本来の機能を健全に果たしていくことで、児童生徒が健全な生活を営むことができるような環境を整えていくことが可能。

奥村委員 報告分

要保護児童（非行・児童虐待を含む）・要支援児童・特定妊婦への福祉の支援

要保護児童対策地域協議会について

平成 16 年の児童福祉法改正において、複数の機関が連携して支援を進める場合には、連携の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を定めること、関係機関における情報共有と個人情報保護の要請との関係を法的に明確しておくことも重要であるとして、

- 児童福祉法第 25 条の 2 の規定により、要保護児童の適切な保護、および要保護児童、特定妊婦への適切な支援を図るために地方公共団体に要保護児童対策地域協議会が設置される。
- 関係機関、団体と連携し、ネットワークを構築することで、支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を行い、児童虐待などの防止を図ることを目的とする。
- 調整機関は、関係機関等が連携し、共通認識の下に役割分担をしながら、要保護児童、要支援児童への支援体制を構築する。そして適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に関する支援の内容に関する協議を行う。
- 協議会参加者は、守秘義務が課せられる。

要保護児童対策地域協議会の対象

(1) 要保護児童

保護者がいない児童、又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童(非行児童を含む)

- ・保護者が虐待をしている児童
- ・保護者から放任されている児童
- ・保護者から必要な監護を受けることが出来ない児童
- ・不良行為や犯罪行為をなす、またはなすおそれのある児童

(2) 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

- ・虐待につながるリスクを減らすために支援が必要な児童

(3) 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

- ・若年、予期せぬ妊娠、障害や疾病、妊婦検診未受診、経済的不安、支援者不在など

要保護児童対策地域協議会構成員

関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者

- ・ 保育所、幼稚園、学校、学童保育所、福祉事務所、民生児童委員、保健所、医師会、警察、司法、児童相談所など
- ・ 民間団体や、NPO、ボランティア団体など

要保護児童対策地域協議会運営体制 （3層構造）

（1）代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

（2）実務者会議

実際に実務にあたる実務者によって構成される会議

- ・ 定期的な情報交換や、個別会議で課題となった点の更なる検討
- ・ 定期的にすべてのケースについて状況を確認し、主担当機関の確認や方針の見直し等を実施
- ・ 要保護児童対策を推進するための啓発活動

（3）個別ケース検討会議

個別の要保護児童等について、直接関与している担当者や、今後関わる可能性のある関係機関等の担当者により、当該児童に対する具体的な支援の内容を検討するため、適時開催される。

- ・ 要保護児童等の状況把握や問題点の確認
- ・ 援助方針の確立と役割分担の決定および認識の共有
- ・ ケースの主担当機関と主たる援助者（キーパーソン）の決定
- ・ 実際の援助、支援体制、支援計画の検討

要保護児童対策地域協議会の利点

- ① 要保護児童等を早期に発見することができる。
- ② 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が情報の共有化を通じ、課題の共有化が図られる。
- ④ 共有された情報に基づいて、アセスメントを協働で行い、共有することができる。
- ⑤ 情報アセスメントの共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることできる。
- ⑥ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって支援を行う体制づくりができる。
- ⑦ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識のもとに、役割分担をしながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってよりよい支援が受けやすくなる。
- ⑧ 関係機関等が分担をし合って個別の事例に関わることで、それぞれの機関の責任、限界や大変さを分かち合うことができる。

学校現場における虐待防止に関する研修教材（令和 2 年 1 月 23 日 文科省）
研修教材用語集から

児童虐待

児童虐待の定義は児童虐待防止法第 2 条に定められており、保護者（児童を監護をする者）による、以下の行為をいう。

- 1 身体的虐待：「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」。生じるおそれのある暴行、つまりまだ外傷のないものを含むので、けがの有無とは無関係に、暴行の可能性の有無で判断する。
- 2 性的虐待：「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」。子供を児童ポルノの被写体にすることなども含む。
- 3 ネグレクト：「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」。きょうだいからの暴力を止めないとか、自宅に子供だけを残して外出することなども該当する可能性が高い。
- 4 心理的虐待：「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」。家庭に DV がある場合が例示されており、その他子供の心の傷になるものが含まれる。

以上の虐待を疑った時点で、速やかな通告の義務が生じる。

要保護児童

「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童」と定められ、虐待を受けた子供に限らず、不良行為や触法少年などの非行児童も含まれる。

要保護児童を発見した場合には、市町村や児童相談所などに通告することが義務とされている。

要支援児童・特定妊婦

児童虐待や非行については未然防止が大切であることから、極力早い段階で気づき対応できるよう制定された枠組みである。

要支援児童は、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」とされ、

保護者の子育てに不安があり、支援が必要と思われる児童で、要保護児童の段階に至っていない児童である。

特定妊婦は、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされ、子供が生まれる時点で、すでにリスクが想定されるので、妊娠中から支援や配慮が必要と思われる妊婦。例えば、児童生徒が妊娠した場合（若年妊娠）や、きょうだいがすでに要保護児童や要支援児童となっている家庭などで母親が妊娠している場合などが該当する可能性が高く、母子健康手帳の交付や妊婦健診を受けていない場合も多いため、自校の児童生徒であるかどうかに関わらず、以下の情報提供を行うことが求められる。

【児童福祉法】

第二十一条の十の五病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

要保護児童対策地域協議会（要対協）

市町村など地方公共団体が、要保護児童などへの適切な支援を行うため、関係機関と適切安全に情報交換や協議を行うため設けられた協議会。児童福祉法第25条の2に根拠があるため、法定協議会と呼ぶ地域もあり、構成員は公示され、要対協内で得られた情報については厳格な守秘義務が課せられ、違反した場合の罰則もある。児童や保護者の同意がなくても、家族の個人情報などを扱うことができる点に特徴がある。そのため、要対協で扱うことのできる事例は、非行や児童虐待を含む要保護児童、要支援児童、特定妊婦に分類されている。

要対協には調整機関が指定され、要対協の運営やケースの進行管理に責任をもつことになる。学校や教育委員会の多くが地元市町村の要対協の構成員であるが、高等学校や私立学校などは構成員でない場合もあるため、日常から構成員であるかどうかについて確認をしておく必要がある。

要対協の進行管理台帳

要対協の管理ケースは、要保護児童、要支援児童、特定妊婦のいずれかであるが、これらの管理ケースは、要対協の調整機関において一元的に管理され、その進行状況が把握される。その基本となる台帳を進行管理台帳と呼ぶが、定型の形式はなく、各要対協が適切な記載事項を整備している。また近年は電子ファイルとして保管し、必要な時に印刷する例も増えている。

要対協には、管理ケースの定期的な進行管理が求められ、また学校などの在籍機関との定期的な情報交換、状況の変化等についてのフォローも重要で、学校は虐待事例の児童が連続して7日以上（休業日を除く）欠席した場合は、要対協に情報提供することが求められている。

一時保護

児童の最善の利益を保障するため、要保護児童などについて、その安全の迅速な確保や適切な保護と、児童の心身の状況や置かれている環境などの状況把握のために、児童相談所と都道府県のみが実施できる措置である。一時保護の場所は、児童相談所に付置される一時保護所のほかに、医療が必要な場合は病院に入院させることもあり、その他適切な場所を選定して実施される。期間は原則2か月で延長も可能であるが、児童本人や保護者の同意を必要としないことが特徴である。

一時保護の判断権限は主として児童相談所長にあるので、学校などは一時保護が必要と考えた場合は、児童相談所が適切に判断できるよう、タイミングを逃さず、適切な情報を児童相談所に伝えることが必要である。

要保護児童等についての市町村と児童相談所の役割

長く要保護児童などへの対応は、主として児童相談所が行ってきたが、平成17年以降は、市町村と児童相談所とが連携することとされた。近年は市町村も基礎自治体として子育て支援など丁寧で息の長い支援を行い、虐待対応担当窓口や要対協の調整機関には児童福祉司に相当する専門職を置くことも求められるようになってきている。一方で、児童相談所はより専門性の高いケースを担当することとされ、一時保護や施設入所措置、家庭への立入調査などは、市町村には権限がなく、児童相談所が実施することになる。そのため、通告後は市町村と児童相談所との判断で相互にケースを送致し、主担当を入れ替えることができることとされた。

児童虐待の通告も、市町村または児童相談所に行くことが義務とされており、いずれにするかは通告者の判断に任されている。そのため学校や教育委員会は、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和元年5月9日）」などを参考に通告先を選定し、または双方への通告を速やかに行うことが求められる。

なお、要支援児童と特定妊婦については、市町村への情報提供がもとめられるが、この場合には児童相談所は窓口とされていない。

児童虐待の通告と通告元の秘匿

児童虐待防止法により、学校と教職員には、虐待の早期発見の努力義務、児童相談所や要対協などへの協力、子供や保護者への虐待予防の啓発などが求められる（第5条関係）。

また重要な事項として、虐待を疑った場合は、その段階で速やかに通告することが義務とされている（第6条）。疑った場合に速やかに通告を求めているのは、通告前に子供への確認や保護者への警告をしたことが、むしろ不適切な対応とされた事例が少なくないため規定されたものであり、通告にはタイミングが大切ともいわれる。

なお、通告により保護者などとの対立や子供を登校させないなど事態の悪化も心配されることから、通告受理機関には、通告者を特定させるものを漏らしてはならないとの規定が置かれている。この特定させるものには、通告がいつなされたかなど、通告者を想定できる情報も含まれるとされる（第7条）。

【児童虐待の防止等に関する法律】

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 (略)

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県

の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

愛着障害・二次障害

学習指導や生徒指導上等の課題の大きい幼児児童生徒のアセスメントにおいて、愛着障害や二次障害という表現が用いられることがある。これらの厳密な定義は、専門領域により若干異なっているが、愛着障害は主として乳児期から幼少期の育てられ方に起因し、「愛着」つまり対人関係についての困難さを示すだけではなく、その後の人生における能力や意欲、病気のなりやすさなどにも影響するとされている。

二次障害は、発達障害に代表されるなんらかの一次障害があり、そこに子供の特性を理解しない不適切な養育といった環境要因が加わって生じる、心理行動面などの障害をいうことが多い。

これらは、いずれも不適切な養育環境の影響が大きいということであり、児童虐待や要保護児童に該当する可能性が高いと考えられる。そればかりか、学齢となった時には、すでに不適切養育は収束している場合もあるが、子供の不適応の症状だけが残るということがあり、虐待対応は、虐待が終わればよいということではなく、虐待によって傷ついた子供には、後々まで困難がつきまとい、その支援を自立まで続けることが必要であるという視点が不可欠とされる。